

徳島県告示第六百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	位 置	指 定 道 路	
			幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)
第千百九十九号	令和二年十月 六日	阿南市那賀川町中島五〇 四番一及び五〇四番二の 各一部並びに五〇四番一 及び五〇四番二の各地先 市有地	六・〇〇	三八・六〇